

重点事項編

令和7年度に注意すべき主なポイントについて

No.	項目	ポイント	詳細頁
1	BCP(業務継続計画)の策定等 (全サービス)	「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には未策定減算を適用しないこととする経過措置がR7.4.1より終了する。 ※ 就労選択支援については、R9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。	P3～4
2	就労選択支援の創設	R7.10.1から就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」が創設される。	P9～10
3	地域連携推進会議の設置等 (共同生活援助、施設入所支援)	R7.4.1から下記点について義務化される。 ・地域連携推進会議の開催 ・会議の構成員の施設見学する機会を設ける ・会議の報告、要望、助言等について記録、公表	P11～21
4	児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表等 (児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援)	R7.4.1から未実施の場合に減算が適用される。 ※支援プログラムを事業所HP等で公表するほか、愛知県に「支援プログラムの公表状況に関する届出書」の提出が必要。	P22
5	処遇改善加算の届出 (全サービス)	・年度当初の計画書の提出期限はR7.4.15(消印有効)。 ・計画書様式は国の職場環境改善等事業と一本化。 ※提出先・提出方法はそれぞれ異なるため注意。 ・その他の加算届は、従来通り算定月の前月15日(消印有効)まで。	P46～50
6	保育所等訪問支援の自己評価結果等未公表減算	R7.4.1から未公表の場合に減算が適用される。 ※児童発達支援、放課後等デイサービスについては従来から減算規定あり。	P77～80

新型コロナウイルスへの対応及びBCP（業務継続計画）の策定について

<BCP（業務継続計画）の策定について>

○BCP（業務継続計画）とは、地震や風水害など大災害時や新型コロナウイルス等の感染症蔓延といった緊急時に重要な事業を継続、または早期に復旧させるためにあらかじめ策定する計画のことです。

緊急時に自ら判断行動することが困難な障害児者に関しては、支援者による的確な支援が不可欠です。そのため、障害児者が日常的に利用する障害福祉サービス事業所等においては、緊急時に利用者への支援等の事業継続、または早期に復旧させるための計画をあらかじめ策定することは大きな意味があり、**全ての障害福祉サービス等事業者はBCP（業務継続計画）を策定し、その内容を従業員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務づけられています。**

TOPICS

令和6年度の報酬改定において、**業務継続計画未策定減算**が新設される旨示されました。
～以下【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要】（厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）より～

《業務継続計画未策定減算》

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

（減算単位）

・所定単位数の3%を減算

（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 所定単位数の1%を減算

(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

障害福祉課ホームページにおいて、BCP（業務継続計画）の作成のポイントを掲載しておりますので、御確認のうえ、BCP策定について御対応をお願いします。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/bcp020127.html>

<新型コロナウイルスへの対応について>

○本県においては、新型コロナウイルスについて正しく御理解いただけるよう、厚生労働省等から発出された通知等をホームページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/200129coronavirus.html>) に掲載しています。

最新の情報や追加の留意事項を提供する場合がありますので、**適宜確認いただきますよう**お願いします。

○次のいずれか場合には、上記ホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染症の発生に係る報告について」を愛知県福祉局福祉部障害福祉課事業所指導第二グループ宛て、メール (shogai@pref.aichi.lg.jp) で報告してください。

- ・ 職員、利用者合わせて10人以上が陽性となった場合
- ・ 利用者の半数以上が陽性となった場合

陰性、未判明の場合は報告不要です。

なお、報告について変更がある場合は、ホームページでご案内いたしますので、**適宜御確認**ください。

今後、特に重要なお知らせに関しては、障害福祉課メールアドレス (shogai@pref.aichi.lg.jp) より、新規掲載情報をお知らせする場合がありますので、**定期的なメール確認**をお願いします。

※原則としてWAMネットに登録してあるメールアドレス宛に送信します。メールアドレスが変わった場合はWAMネットの登録変更をお願い致します。

※URL をパソコンの“お気に入り登録”等をされた場合には、情報更新されない画面が表示されますので、ご注意ください。その際は、「F5 キー」を押して、ページを更新してください。

事務連絡
令和5年10月20日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「国の定める指定基準」という。）において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参酌した基準（以下「グループホームの指定基準」という。）が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれては、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、

障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 7 項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第 5 号）にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いします。

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

【担当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
地域移行支援係

電 話：03-5253-1111（内線）3045

mail：chiiki-ikou@mhlw.go.jp

虐待防止対策係

電 話：03-5253-1111（内線）3149

mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室

電 話：03-5253-1111（内線）3060 , 3067

mail：s-kansashidou@mhlw.go.jp

参照条文

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）（抄）

（利用者負担額等の受領）

第二百十条の四 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 （略）

三 光熱水費

四 日用品費

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第二百十一条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一～三 （略）

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五～十 （略）

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 (略)

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 (略)

新たなサービス：就労選択支援について

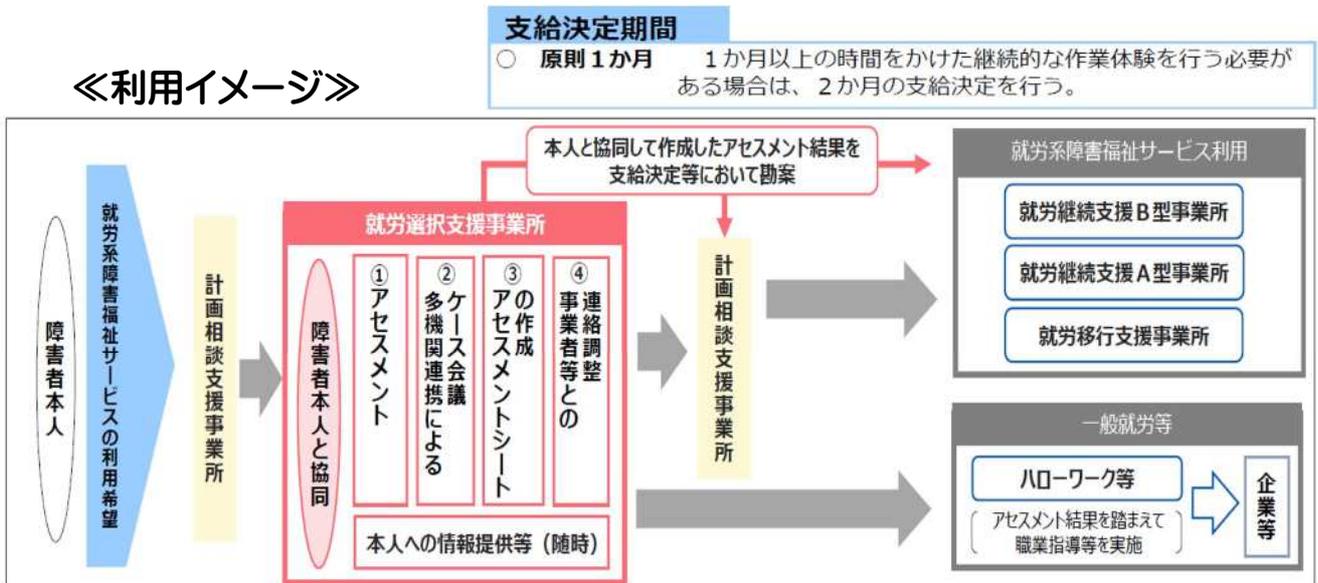
令和7年10月1日から、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が創設されます。当該サービス創設に伴い、

- ・ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。
 - ・ 新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。
- ことが必要となります。

以下に、現時点で厚生労働省から示されている情報について、お示しいたします。参考としていただくようお願いいたします。

なお、就労選択支援の指定を受けたい場合の手続き（事業所指定申請手続き）については、厚生労働省からの正式な情報の公表後、県ホームページ上に追って連絡します。

《利用イメージ》



対象者

- ・ 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者
- ・ 令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

原則就労選択支援を利用

《人員基準》

〈基準省令〉※令和6年1月25日公布

○人員基準

- ・ 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- ・ 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする

サービス管理責任者の配置は不要

○運営基準

- ・ 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- ・ 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする

方向性

- 上記の「厚生大臣が定めるもの」については、以下の内容を令和6年度中に告示で示す。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ・ 経過措置として、令和9年度末まで（※1）は、基礎的研修（※2）又は基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あることとする（※4）。なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者でも受講可能とする。
- 令和7年度就労選択支援員養成研修については、研修の質を担保する観点から、国において実施する。具体的には、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施予定。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内予定。
- 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。（現行の就労定着支援員と同様の取扱い）

※1 令和6年度報酬改定の概要において、「就労選択支援員養成研修開始から2年間」と示した要件について、「令和9年度末まで」とする。

※2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」

※3 基礎的研修と同等以上の研修については、以下の研修とする。

・就業支援基礎研修 ・職場適応援助者養成研修 ・サービス管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（就労支援コース）

※4 「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）

《報酬》

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1,210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/日

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

地域連携推進会議について

共同生活援助（グループホーム）及び障害者支援施設においては、各事業所での地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれ概ね1年に1回以上）が令和7年度から義務化されますので、国作成「地域連携推進会議の手引き」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html）や、国Q&Aを参考に、適切に開催するようお願いいたします。

〈基準省令抜粋 ※障害者支援施設においても同様の規定あり〉

第二百十条の七 （略）

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百十三条の十において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第三者評価制度を指します。

<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/>

等を御確認ください。

本県におきましては、これに準ずる措置として定めるものはございませんので、事業所において適切に会議等を開催するようお願いいたします。

地域連携推進会議 国 Q&A 抜粋

令和6年度報酬改定に係るQ&A VOL. 1

(地域連携推進会議①)

問 48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

答

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

(地域連携推進会議②)

問 49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

答

事業所の所在市町村となる。

令和6年度報酬改定に係るQ&A VOL. 1 抜粋

(地域連携推進会議)

問 12 「地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」とされており、これらについて記録を作成・公表するものと示されているが、公表の方法はどのようなものが想定されるか。

答

ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの者が閲覧可能となるよう広く公表することが望ましい。

地域連携推進会議の開催状況調査について

本県におきまして、管内共同生活援助及び障害者支援施設に対し、令和7年1月23日付け6障福第2214号「地域連携推進会議の開催状況調査について（照会）」を実施させていただきました。

お忙しいところご協力いただきまして誠にありがとうございます。

以下に取りまとめ結果をお示しさせていただきますので、会議運営における一助としていただくと幸いです。

① 回答率

種別	対象事業所数 (県所管)	回答数	回答率%
グループホーム	361	347	96.1%
障害者支援施設	39	39	100.0%
合計	400	386	96.5%

回答率96.5%を超える回答をいただきました。お忙しい中
ご協力ありがとうございます。

② 2024（令和6）年度（2024年4月1日～2025年3月31日の間）の開催状況について

地域連携推進会議を開催しましたか。

	開催済み		開催しない	
	回答数	回答割合%	回答数	回答割合%
グループホーム	16	4.6%	58	16.7%
障害者支援施設	0	0.0%	3	7.7%
合計	16	4.1%	61	15.8%
			273	78.7%
			36	92.3%
			309	80.1%

今年度中は努力義務といふこともあり、
「開催しない」が8割を超えました。

②2024（令和6）年度（2024年4月1日～2025年3月31日の間）の開催状況について

会議の構成員は何名ですか。

	～3人		4～6人		7～9人		10人～		未定 (不明)	
	回答割合%	回答割合%								
グループホーム	2	2.7%	48	64.9%	10	13.5%	6	8.1%	8	10.8%
障害者支援施設	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%
合計	2	2.6%	50	64.9%	10	13.0%	6	7.8%	9	11.7%

「会議開催済み」「年度内に開催予定」と回答があった施設の内、「4～6人」の構成との回答が6割を超えました。
（国作成「地域連携推進会議の手引き」において、「構成員は5人程度が望ましい」とされています。）

構成員の内訳 ※複数回答 回答割合は「会議開催済み」「会議開催予定」の合計数に対して算出

利用者	利用者 回答割合%	利用者家族	地域の関係者	福祉に知見のある人	経営に知見のある人	市町村担当者	未定							
グループホーム	53	71.6%	58	78.4%	46	62.2%	56	75.7%	22	29.7%	25	33.8%	3	4.1%
障害者支援施設	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%
合計	55	71.4%	60	77.9%	48	62.3%	57	74.0%	22	28.6%	25	32.5%	4	5.2%

「会議開催済み」「年度内に開催予定」と回答があった施設の内、「利用者家族」が構成員との回答が約78%となりました。
（国作成「地域連携推進会議の手引き」において、「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」は必須とされています。）

②2024（令和6）年度（2024年4月1日～2025年3月31日の間）の開催状況について

構成員による事業所・施設等の見学の実施について																
実施の状況												見学を行った構成員の人数				
実施済 み	実施予 定	実施し ない	～3人		4～6人		7～9人		10人～		未定 (不明)	回答割 合%				
			回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%								
グループ ホーム	16	4.6%	31	8.9%	300	86.5%	12	25.5%	14	29.8%	4	8.5%	2	4.3%	15	31.9%
障害者支援 施設	2	5.1%	0	0.0%	37	94.9%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
合計	18	4.7%	31	8.0%	337	87.3%	13	26.5%	14	28.6%	4	8.2%	3	6.1%	15	30.6%

構成員による事業所・施設等の見学の実施について														
見学を行った構成員の内訳 ※複数回答 回答割合は「見学実施済み」「見学実施予定」の合計数に対して算出												回答割 合%		
利用者	利用者 家族	地域の 関係者	福祉に 知見の ある人	経営に 知見の ある人	市町村 担当者	未定								
回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%							
グループホーム	14	29.8%	25	53.2%	19	40.4%	24	51.1%	9	19.1%	9	19.1%	16	34.0%
障害者支援施設	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
合計	14	28.6%	25	51.0%	20	40.8%	25	51.0%	9	18.4%	10	20.4%	16	32.7%

③2025（令和7）年度（2025年4月1日～2026年3月31日の間）の開催予定について

開催予定日はいつですか。

	開催日(時期)確定済		開催時期未定	
	回答割合%	回答割合%	回答割合%	回答割合%
グループホーム	204	58.8%	143	41.2%
障害者支援施設	23	59.0%	16	41.0%
合計	227	58.8%	159	41.2%

会議の構成員は何名の予定ですか。

	～3人		4～6人		7～9人		10人～		未定(不明)	
	回答割合%	回答割合%								
グループホーム	4	1.2%	193	55.6%	32	9.2%	25	7.2%	93	26.8%
障害者支援施設	0	0.0%	22	56.4%	4	10.3%	2	5.1%	11	28.2%
合計	4	1.0%	215	55.7%	36	9.3%	27	7.0%	104	26.9%

構成員の内訳 ※複数回答 回答割合は回答の合計数に対して算出

	利用者	回答割合%	利用者家族	回答割合%	地域の関係者	回答割合%	福祉に見のある人	回答割合%	経営に見のある人	回答割合%	市町村担当者	回答割合%	未定	回答割合%	回答割合%
グループホーム	226	65.1%	238	68.6%	221	63.7%	208	59.9%	80	23.1%	137	39.5%	81	23.3%	
障害者支援施設	26	66.7%	28	71.8%	28	71.8%	21	53.8%	7	17.9%	21	53.8%	11	28.2%	
合計	252	65.3%	266	68.9%	249	64.5%	229	59.3%	87	22.5%	158	40.9%	92	23.8%	

③2025（令和7）年度（2025年4月1日～2026年3月31日の間）の開催予定について

		構成員による事業所・施設等の見学の実施について									
		見学を行う予定の構成員の人数									
実施の状況		～3人	4～6人	7～9人	10人～	未定 (不明)	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合
実施日 (時期) 確定済	実施時 期未定	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合	回答割 割合	
グループ ホーム	194	44.1%	12.4%	19.0%	6	1.7%	7	2.0%	225	64.8%	
障害者支援 施設	19	51.3%	5.1%	30.8%	1	2.6%	1	2.6%	23	59.0%	
合計	213	44.8%	11.7%	20.2%	7	1.8%	8	2.1%	248	64.2%	

構成員による事業所・施設等の見学の実施について														
見学を行う予定の構成員の内訳 ※複数回答 回答割合は「見学実施済み」「見学実施予定」の合計数に対して算出														
	利用者	回答割 割合	利用者 家族	回答割 割合	地域の 関係者	回答割 割合	福祉に 知見の ある人	回答割 割合	経営に 知見の ある人	回答割 割合	市町村 担当者	回答割 割合	未定	回答割 割合
グループホーム	67	19.3%	122	35.2%	116	33.4%	111	32.0%	40	11.5%	63	18.2%	205	59.1%
障害者支援施設	11	28.2%	16	41.0%	18	46.2%	16	41.0%	4	10.3%	11	28.2%	21	53.8%
合計	78	20.2%	138	35.8%	134	34.7%	127	32.9%	44	11.4%	74	19.2%	226	58.5%

地域連携推進会議の運営における課題について ※複数回答 回答割合は何らかの課題があると回答があった合計数(GH168、支援施設18)に対し算出

	初開催な ので進め 方がわか らない	構成員の 確保	日程調整 (時間調 整)が困難	構成員へ の会議趣 旨の説明 が難しい	構成員の 負担増	構成員の 報酬設定	構成員の 欠席時の 対応	会議場所 (駐車場含 む)の確保	地域住民 の施設及 び障害へ の理解 連携方法	議題設定	利用者や その家族 が安心し て意見(意 思表示)で きる環境 づくり	個人情報 の保護	会議録の 公表方法	開催のた めの負担 が大き	開催の意 義がわか らない	他事業所 のモデル ケースが 知りたい
	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%	回答割 合%
グループ ホーム	19 11.3%	52 31.0%	50 29.8%	10 6.0%	5 3.0%	3 1.8%	3 1.8%	6 3.6%	34 20.2%	14 8.3%	16 9.5%	4 2.4%	3 1.8%	9 5.4%	2 1.2%	4 2.4%
障害者支 援施設	4 22.2%	5 27.8%	5 27.8%	1 5.6%	2 11.1%	3 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	2 11.1%	1 5.6%	0 0.0%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	23 12.4%	57 30.6%	55 29.6%	11 5.9%	7 3.8%	6 3.2%	3 1.6%	6 3.2%	35 18.8%	16 8.6%	17 9.1%	4 2.2%	4 2.2%	9 4.8%	2 1.1%	4 2.2%

地域連携推進会議の運営における課題について、自由記載いただいた内容を類型別に振り分け、割合を算出しました。
 「構成員の確保」との回答が30%を超え、最も割合が高い結果となりました。
 また、「日程調整(時間調整)が困難」との回答も30%近い割合となり、この二つが多くの方の事業者共通の課題となっているよう
 です。
 次ページから、いただいたご意見に関し、Q&A形式で回答しておりますので、参考としていただくと幸いです。

自由記載の課題欄に様々な御意見がありましたのでQ & A形式で回答いたします。

Q 1、何故このような会議を実施する必要があるのか？

A 1、国障害者部会報告書において、「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。」との意見があがり、サービスの質の担保及び透明性のあるサービス提供のため、制度化されたものです。事業所様においては、ご多忙のところ恐れ入りますが、当該趣旨をご理解のほどよろしくお願いいたします。

Q 2、会議開催に必要なスペースが無いが、どうすればよいか？

A 2、グループホームの場合、グループホーム外の会議室等で開催することも可能です。また、会議は対面実施、訪問は施設等への現地訪問を原則としつつ、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能です。この場合、全員がオンラインによる参加とならないようお願いします。

Q 3、構成員の日程調整が難しいがどのように調整したらよいか？

A 3、地域連携推進会議の年間計画を策定し、計画的に会議の準備を進めることが効果的です。
また、前Q & Aのとおり、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能ですのでこちらも検討すると良いでしょう。

Q 4、構成員の選定が難しいがどのように選定したらよいか？

A 4、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましく、会議目的を踏まえ、利用者、利用者家族、地域関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、市町村担当者などが想定されますが、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出してください。利用者については、事前に意向を確認し、地域の関係づくりを望まない場合は無理に参加をさせない、意思表示ができない利用者は成年後見人や家族に代理していただくなどの配慮をいただくようお願いいたします。また、地域の関係者については、日常的な付き合いがある近隣の方、普段利用しているお店の方、事業所にボランティアで参加している地域の方、商店街など地域のお店の方等を、幅広く選択肢として検討してください。

Q 5、利用者の個人情報の取扱いはどのようにすればよいか？

A 5、利用者や利用者家族の中には、障害があることや、障害福祉サービスを利用していることを地域の方に知られたくないという方もいらっしゃいます。

利用者や利用者家族の意向を丁寧に汲み取り、地域とのつながりを望まない利用者の個人情報の保護に留意することが必要です。

個別説明、あるいは説明会を開催すること等により、意向を確認していただくようお願いします。

また、構成員における個人情報の秘密保持についても、事前に約束を書面等により行っていただくようお願いします。

会議資料についても記載内容から個人が特定されないような配慮をしていただく必要があります。

※国から「地域連携推進会議の手引き」において、説明様式や会議参加依頼のフォーマットが示されていますので、こちらを活用いただくなどにより、個人情報の適切な管理を行ってください。

Q 6、施設見学により利用者が不安定になることを危惧している。

A 6、施設への訪問日を分散させることや、特定の利用者への個別の配慮等、過度な負担とならないよう御配慮いただくようお願いします。

Q 7、会議の議事録の公表は具体的にどのようにやればよいのか？

A 7、ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、不特定の多くの方が閲覧可能となるよう広く公表をしてください。

なお、議事録は事前に、参加した構成員に内容を確認いただいた上、個人情報保護の観点から、個人が特定される部分は議事録から削除する等の配慮を行っていただくようお願いします。

Q 8、第三者評価により、会議等の代替とすることは可能か？

A 8、愛知県福祉サービス第三者評価推進センターによる第三者評価事業 (<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/>) により代替可能です。ただし、第三者評価を受審しない年は事業所にて会議等を実施いただく必要があります。

Q 9、会議等の運営方法に苦慮しているが、アドバイスをもらえないか？

A 9、 愛知県では、障害保健福祉圏域ごとに、障害者福祉に詳しい地域アドバイザーを1名ずつ配置し、自立支援協議会等を通じて助言や支援を行っており、令和7年度からは、地域連携推進会議についても助言する予定です。

アドバイザーは、直接個別の会議への参加や助言を行うことを想定しているものではありませんが、上記のとおり地域全体を俯瞰した助言・支援を行う専門家ですので、まずは、市町村への相談や圏域での会議などにおいてお困りごとを相談し、地域での課題点を共有することをおすすめします。

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表について

○支援プログラムとは、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画のことです。

令和6年4月1日から作成及び公表が求められており、令和7年4月1日以降に公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されますので、以下のとおり届出をしていただきますようお願いいたします。

届出について

1. 対象

愛知県（政令・中核市及び大府市を除く。）が指定した以下の事業所

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援

2. 提出物

支援プログラムの公表状況に関する届出書

※多機能型事業所の場合は、サービス種別毎に支援プログラムの作成が必要です。

※支援プログラムの本県への提出は不要です。

3. 提出期限・提出方法

原則、新規指定時に指定申請書類とあわせて届出書を御提出ください。

※令和7年1月1日までに指定を受けた事業所については、令和7年1月31日までにご提出いただいております。

4. 公表時期について

支援プログラムの公表時期は下記のとおりとします。

- ・令和7年3月1日までに指定された事業所は令和7年3月31日までに公表してください。
- ・令和7年4月1日以降に指定を受ける事業所は指定当日から公表してください。

☆公表と本県への届出の2つ条件を満たす必要があります。いずれか一方、または両方が満たされていない月から解消されるに至った月まで、障害児全員について所定単位数の100分の85の減算となります。